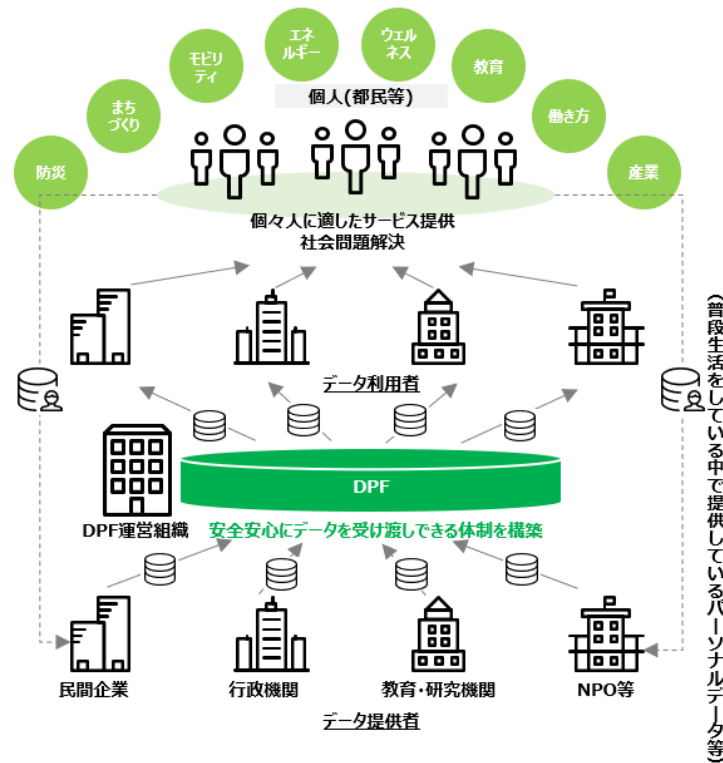


別紙 1 「官民連携データプラットフォームの事業に係るポリシー条項（素案）」に関する概要

■官民連携データプラットフォーム構築の目的

都民の QOL や事業者の「稼ぐ力」の向上を目指し、個々人に適したサービスや社会課題解決のソリューションの創出・提供を促すため、官民における様々なデータについて、安全・安心に提供・活用できるような官民連携データプラットフォーム（以下「DPF」という。）の体制を構築していきます。



■DPF 事業計画(現状予定)

・会員登録

DPF が展開するサービスを利用するユーザーは、まず DPF への会員登録が必要となります。

・①データ流通推進

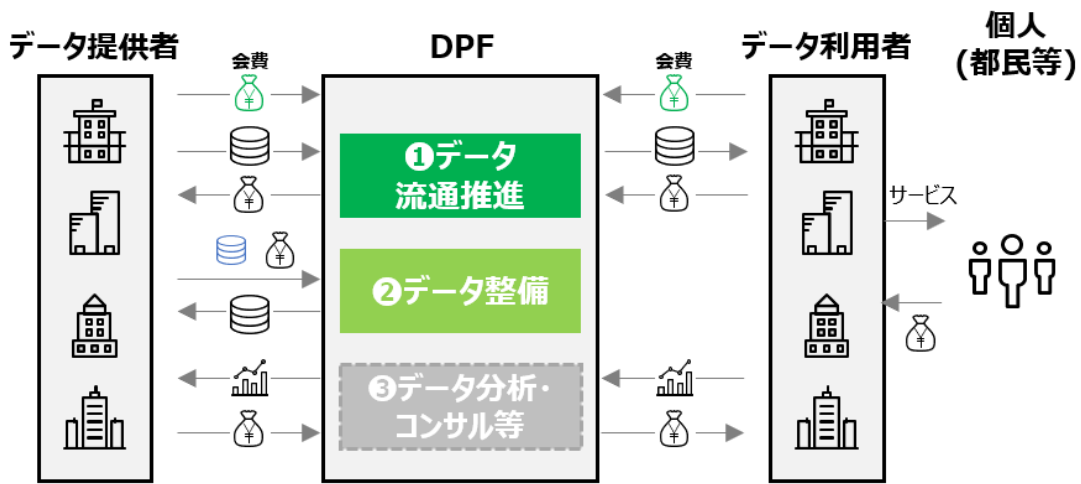
データ流通推進事業では、データ提供者からデータの提供を受け、官民の各種データを一元的に検索できる基盤にデータ情報を公開します。その基盤を通じて、データ利用したいと考えるデータ利用者からデータの利用希望を受け付け、DPF はデータ利用者に対してデータを流通させます。データ利用者からは金銭等の対価を取得し、データ提供者へは金銭等の対価を支払います。

・②データ整備

電子化されていないデータや、フォーマットが統一されていないデータ等を、DPF が整備する業務委託を請け負います。

・③データ分析・コンサルティング等

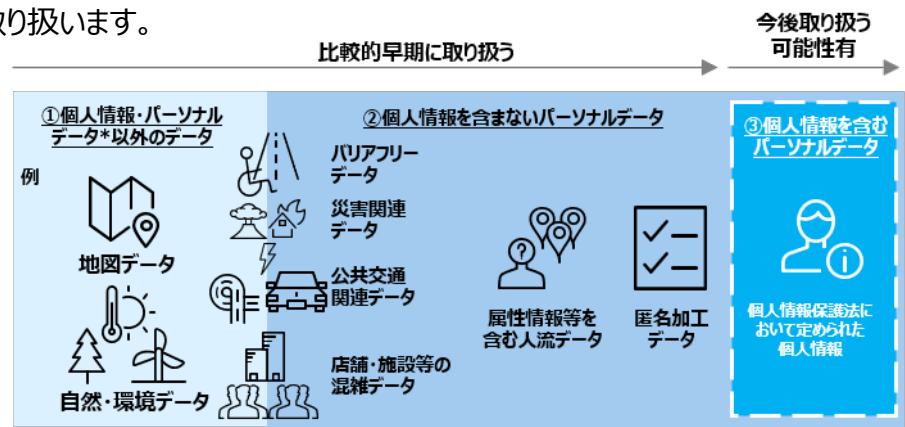
データ提供者に対してデータ提供に係る助言や、データ利用者に対してデータ利活用に係る助言やツールへのアクセス等を提供します。なお、この事業は DPF の事業が安定し、体制整備がされてきた時期に実施する予定です。



■ 取り扱いデータ

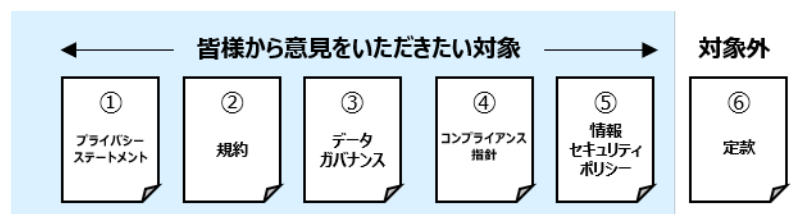
『個人情報やパーソナルデータ以外のデータ』を始めとし、徐々にデータの取り扱い範囲を広げていくことを検討しています。比較的早期に取り扱う範囲としては、②『個人情報を含まないパーソナルデータ』までですが、DPF 運営組織が適切な体制が整備された後には、将来的にセンシティブな『個人情報を含むデータ』の取り扱いも検討していく予定です。

なお、DPF は安全・安心にデータが利活用されるために、法律の範囲外である個人情報を含まないパーソナルデータについても、一般的な法律の対象範囲内で定められている個人情報と同様に、プライバシーに配慮して取り扱います。



■ 策定するポリシーの全体構成

DPF を運用するにあたりデータの収集や提供、利活用にかかる基本的な考え方・ルール(ポリシー) を、策定します。なお、ポリシーは以下 6 点の構成を予定しています。なお、今回皆様から意見をいただきたいポリシー案は①～⑤となります。



※その他ポリシーを策定する上で留意している点等、東京都戦略政策情報推進本部 HP に詳細を掲載しております。そちらをご参照ください。